

運用益事業について

国土交通省 自動車交通局

平成23年6月30日

国、保険会社及びJA共済が行う運用益事業の精査に係るスケジュールについて

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

時期	検討・説明の機会	検討・説明事項
平成23年6月30日	あり方懇談会	①精査スケジュール ②三者の運用益事業の役割分担の考え方 ③三者の具体の事業内容（対比表）
平成23年7月～11月	三者による検討	①見直しの方向性案
平成23年12月	あり方懇委員有志・代理による会議	①見直しの方向性案
平成24年1月	自賠償審議会	①見直しの方向性案
平成24年2月～4月	三者による検討	①事業の具体的な精査案
平成24年5月	あり方懇委員有志・代理による会議	①事業の具体的な精査案
平成24年6月	あり方懇談会	①事業の具体的な精査案
平成25年1月	自賠償審議会	①事業の具体的な精査案 ②これを踏まえた平成25年度予算案 ☆保険料率引上げ？
平成25年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率引上げ？ ・精査された運用益事業の実施 	

※「三者」とは、国、保険会社及びJA共済を指す。

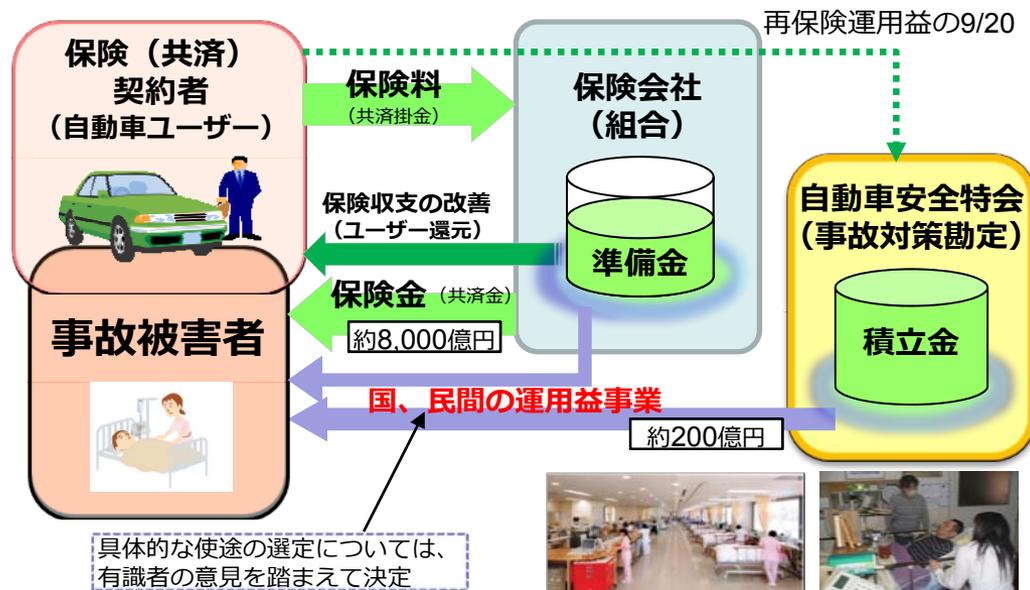
自賠責保険（共済）は、保険金（共済金）の支払いによって、被害者に生ずる損害を基本保障する制度だが、保険金（共済金）の支払いだけでは、全ての被害者が十分な救済を受けられない。このため、昭和40年代以降、自賠責審議会の答申に基づき、保険料（共済掛金）の運用益を活用した各種事業を実施。

■ 国の運用益事業

政府再保険時代に払い込まれた保険料（共済掛金）の累積運用益のうち9/20を積み立てた基金を活用

■ 民間の運用益事業

自賠責保険（共済）事業の準備金から生ずる運用益を活用（保険収支の改善とあわせて実施）



具体的な事業の例

- ▶ 遷延性意識障害者等の重度後遺障害者の治療・看護
- ▶ 被害者及びその家族等の介護支援・心のケア
- ▶ 救急医療体制の整備
- ▶ 自動車事故被害者等への無料相談体制の整備
- ▶ ASV・ドラレコの普及等、自動車事故の発生防止

参照条文

国の運用益事業

○自動車損害賠償保障法 附則第4項

国土交通大臣は、被害者保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資するため（略）自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属した資産を充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業に関する（略）自動車事故対策計画（略）を作成し、又は変更するものとする。

○特別会計に関する法律 附則第62条

自動車事故対策勘定において（略）自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

民間の運用益事業

※共済についても準用規定あり

○自動車損害賠償保障法 第28条の3

保険会社は、保険業法第百十六条の規定にかかわらず、責任保険の事業から生じた収支差額及び運用益については、その全額を主務省令で定める準備金として積み立てるものとする。この場合において、積み立てた準備金は、責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合その他主務省令で定める場合を除き、取り崩してはならない。

○自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令 第2条

法第二十八条の三第一項の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 責任保険の収支の改善又は自動車事故被害者の保護の増進に資する自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者対策、後遺障害認定対策、医療費支払適正化対策その他の対策に要する費用を拠出するため、前条第四号に規定する運用益積立金を取り崩す場合

自賠審答申（昭和44年10月7日）〔抄〕

4 責任保険制度の改善
二 交通救急医療体制の整備充実
(略) 滞留資金の運用益等を活用して、専門医育成の援助、救急病院の設置、救急医療施設に対する助成等により積極的に救急医療体制の整備に寄与すべきである。なお、この種の措置は、責任保険制度の限界を越えるものではなく、長期的にはその運営と支払の合理化につながるものであることに留意すべきである。

九 滞留資金の運用益
(略) 滞留資金の運用益については、今後は保険料負担の軽減にあてるほか、前述のように救急医療体制の整備充実等交通事故対策にも活用すべきである。

自賠審答申（昭和48年11月16日）〔抄〕

滞留資金の運用益については、保険収支改善のための財源にあてるほか、救急医療施設に対する助成、専門医育成のための援助等救急医療体制の整備充実、交通事故防止対策等に引き続き活用することが適当である。

自賠審答申（昭和53年6月12日）〔抄〕

滞留資金の運用益の今後の使途については、保険収支の動向をも勘案し、将来の収支改善のための財源として留保しておくことを考慮するほか、救急医療体制の整備及び交通事故防止対策等への活用については効率的に行うことが適当である。

自賠審答申（昭和59年12月19日）〔抄〕

今後発生する滞留資金の運用益の使途については、責任保険の収支の動向をも勘案し、将来の収支改善のための財源として留保しておくことを考慮するとともに、交通事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者救済対策の充実並びに前記の医療費支払適正化及び後遺障害認定対策等の責任保険の収支改善や被害者保護の増進等に資する対策に効果的に活用することが適当である。

自賠審答申（平成2年11月29日）〔抄〕

今後発生する滞留資金の運用益の使途については、昭和59年の本審議会の答申で指摘したとおり、将来の収支改善のための財源として留保しておくことを考慮するとともに、交通事故防止対策、救急医療体制の整備等に資する対策に効果的に活用することが適当である。

自賠審答申（平成4年12月14日）〔抄〕

今後発生する滞留資金の運用益の使途については、前回の答申においても指摘したとおり、将来の収支改善のための財源として留保しておくことを考慮するとともに、交通事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者救済対策等に資する対策に効果的に活用することが適当である。

自賠審答申（平成12年6月28日）〔抄〕

6. 運用益活用事業の見直し

(1) 交通事故の状況が深刻化する中、交通事故防止対策、被害者救済対策等の事業自体の重要性は一層高まっていると考えられ、そうした中、自賠責保険・再保険の運用益を活用して行っている事業は、総合的な交通安全対策や社会保障政策等の中で一定の役割を果たしている。

しかしながら、一方で、これらの事業は、本来、総合的な交通安全対策や社会保障政策等の一環として行われるべきものであり、損害賠償責任保険という自賠責保険の趣旨及び枠組みを前提に考えれば、これを自賠責保険の保険料を原資として行うことは適当ではないという考え方もあるところである。

こうした点を踏まえれば、現在、運用益を活用して行っている各事業については、特別会計分、保険会社分の事業の全般にわたって幅広く見直しを行い、自賠責保険を補完するものとして自賠責保険の体系の中で行うことが適当かどうか検討し、その上で必要な事業は実施するとともに、その他の事業については事業の廃止、縮減等を行う必要がある。

(2) 現在、特別会計では、自動車事故対策センターによる自動車アセスメント、運転者に対する適性診断、療護センターの設置・運営等の事業、各種の自動車事故対策費の補助等を実施している。これらの事業に関しては、既存事業を中心に目標を定めた効率化、適正化に努め、必要な事業については充実を図ると共に、その他の事業については廃止・縮減を行っていく必要がある。また、新規の事業についても政策目標の策定、政策効果の測定を明確な形で実施することが必要である。

適性診断等の事故防止対策については、受益者負担の拡大を図りつつ、事故防止の効果の高い分野に重点を置いて実施する等の見直しを図る必要がある。また、療護センターについては、交通事故で重度の後遺障害に陥った被害者の救済に役割を果たしているが、今後は、現在計画している増床を進めるとともに、短期入院制度や在宅介護の支援を実施する一方、効率的な経営の推移等に努める必要がある。

保険会社の運用益を活用して行っている事業の支出総額は、近年、縮減されているが、今後とも、事業の重要性等を常に厳しく見直し、必要な事業について充実を図るとともに、その他の事業について廃止・縮減を行っていく必要がある。

そうした中で、日弁連交通事故相談センターや交通事故紛争処理センターへの支出等については、前述のとおり、より充実を図っていくべきである。

また、民間医療機関の医師等に対する自賠責保険の制度や運用等に関する研修の実施や短期入院についての協力医療機関の制度の普及のための支出、交通事故による脳損傷等に関連する研究への助成の充実等も検討すべきである。

なお、各事業の実施に当たっては、政府が行っている他の交通安全施策等との調整、特別会計分、保険会社分、共済分の事業相互間の調整等に配慮すべきである。

(3) 現在、再保険の運用益を活用して行っている事業のうち、今後とも自賠責保険の体系の中で行うことが適当と認められる事業の政府再保険廃止後の財源については、広く国民等の理解を得て、賦課金等といった新たな安定的な財源を検討すべきである。

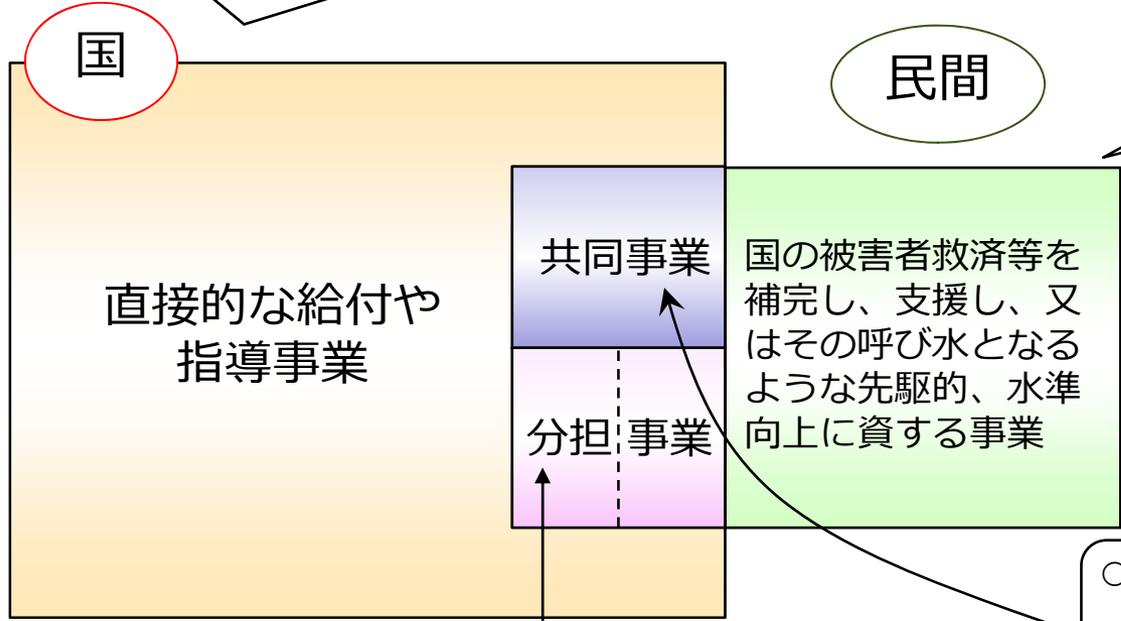
(4) 現在、特別会計の事業は特別会計予算として財政当局との調整を経た上で国会での審議・議決によって、支出内容、金額が決定されている。一方、保険会社の運用益の用途に関する基本的な考え方は省令に規定されており、また各年度の具体的な支出内容は、(社)日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)が「自賠責保険運用益使途選定委員会」の審議を経て決定している。

今後は特別会計分、保険会社分とも、その用途をより明確にするとともに、決定プロセスの透明性を高める観点から、当審議会でも十分議論を行うようにすべきである。

自動車事故対策勘定補助事業と民間運用益拠出事業の役割分担について

- ・国は、被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止を行う責務を有する。
- ・被害者救済事業、事故発生防止事業の中で、直接的な給付や指導などの事業を支援する。
 - ex 重度後遺障害者に対する介護料の支給・サービス提供
ドライバーに対する安全運転の働きかけ

- ・被害者救済事業、事故発生防止事業の中でも、先駆的なもの、水準向上を図るもの（研究、研修）など、国による被害者救済、事故発生防止の取組みを補完し、支援し、又はその呼び水となるような事業を支援する。
 - ex 被害者救済のための調査・研究
飲酒運転撲滅に向けた取組み支援



民間における準備金の取崩し：
責任保険の収支の改善又は自動車事故被害者の保護の増進に資する自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者対策、後遺障害認定対策、医療費支払適正化対策その他の対策に要する費用の拠出に限られている（法第28条の3第1項、自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令第2条第1号）。

○一定の規模で行わないと事業が成立しない事業については、共同で実施する
→ex 交通遺児育成基金

※民間が行う事業のうち、地方部における事業実施を確保するものについては、JA共済が実施する。

○一定の役割分担に従って、共同で事業を実施する
ex { 国：全国で幅広い事項について相談体制を確保するため、被害者の法律相談を支援
民間：個別具体の事案の解決に向け、保険金支払いの示談・あっ旋を支援

第125回自賠審（平成20年1月18日）

【広重委員（（財）日本消費者協会）】

自賠責保険の特徴としては、保険料を負担している人たちが対象になるわけではなく、交通事故の被害者全体が対象になる。日ごろはこういった事業にかかわりのない方たちもこれを利用するということができるが、それが知られていない。被害者の方にとってのこれらの事業というのは、大変価値のある、意味のある内容だということで評価したいと思うが、そのことを日常的に国民全体に知らせていただくことにもぜひ気を配っていただきたい。

第128回自賠審（平成23年1月14日）

【高橋委員（生活経済ジャーナリスト）】

3者（注：国・損保・JA）からご説明をいただいた中で、前回、JAさんと民間保険会社でダブっている部分は調整してくださいと申し上げた部分を誠実にやっていただいたことに対してお礼を申し上げる。

【西原委員（自動車総連）】

民間が行う運用益事業は、抛出の必然性が感じられないものがある。事業の役割、中身について精査し、効率を高めるよう検証すべきである。社費については我々も重大な関心を持っている。コストダウンのインセンティブが働いていないのではないかと。いつまでに、どのようにして見直すのか。その過程においては、ユーザー団体も関与すべき。

第129回自賠審（平成23年1月20日）

【西原委員】

国と民間で行う運用益事業は「あり方懇」で精査を行って頂きたい。

【国交省（八木保障課長）】

あり方懇は、被害者救済の充実について議論する場である。保険料率引上げとの関係で（財源を同じくする）民間の運用益事業について見直すということであるから、保険料率引上げを議論したこの自賠審の流れで、保険事業の一環のものとして見直すべき。ただ、見直しの結果をあり方懇で報告して頂くことはやぶさかではない。

【金融庁】

金融庁もあり方懇に参加する。運用益事業実施主体をきちんと監督する。

【西原委員】

いずれにせよ、連携してやってほしい。